

2019年9月26日

## 令和元年台風第15号の影響による災害により被災された皆様へ

LASHIC少額短期保険株式会社

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
弊社では、下記相談窓口にてご契約者様からのお問い合わせ、ご相談などを承っておりますのでご案内申し上げます。また、災害救助法適用地域のご契約者様を対象に、下記の特別処置を実施いたします。これらの処置の適用をご希望のお客様は、下記相談窓口までお申し出ください。

### 記

令和元年台風第15号による災害にかかる災害救助法の適用について【第1報】

<災害救助法適用地域の特別処置について>

- 1.保険料払込猶予期間の延長  
お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料の払込を猶予する期間を6ヶ月延長いたします。
- 2.保険金・給付金の請求手続きの簡素化  
お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。
- 3.今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

【東京都】

島しょ大島町（とうしょおおしままち）

---

◆相談窓口 : LASHIC少額短期保険株式会社

03-6712-6436

受付時間 9:00~17:00 ※土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

---